

令和7年度札幌市営企業調査審議会

第2回下水道部会

会 議 録

日 時：2025年6月10日（火）午後6時開会
場 所：札幌市下水道河川局庁舎 1階 大会議室

出席者 委 員 9名

岡田委員（部会長）、押木委員（部会長代理）、
白井委員、紺野委員、白崎委員、武村委員、馬場委員、松浦委員、吉田委員

市 側

小林下水道河川局長、柳沼経営管理部長 西村事業推進部長 秋山管路担当部長
濱田処理担当部長 藤瀬経営企画課長 伊勢財務課長、前崎下水道計画課長、
岡田事業担当課長 木村施設管理課長 染矢管路保全課長 村上排水指導課長
夏堀処理施設課長

1. 開 会

事務局（藤瀬経営企画課長） お時間となりましたので、ただいまより令和7年度札幌市営企業調査審議会第2回下水道部会を開催いたします。

司会は、前回に引き続き、私、下水道河川局経営企画課長の藤瀬が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事前に送付しております資料をこの後の説明の際に使用いたしますので、ご準備のほどをよろしくお願いいたします。

あわせて、事務局からの連絡事項でございますが、本日、朝野委員、大金委員から、所用のため、本会を欠席される旨の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

2. 下水道河川局長挨拶

事務局（藤瀬経営企画課長） それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、下水道河川局長の小林よりご挨拶を申し上げます。

小林下水道河川局長 皆様、こんばんは。下水道河川局長の小林でございます。

令和7年度札幌市営企業調査審議会第2回下水道部会の開会に当たりまして、私から、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、また、前回の部会に続きまして、遅い時間にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。加えまして、日頃より本市の下水道事業に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の部会では、接続負担金制度の廃止についてご報告させていただくほか、持続可能な下水道サービス提供のための受益者負担の在り方について、前回に続きまして3回目のご審議をいただく予定となっております。

先週の6月6日に第1次国土強靱化中期計画が閣議決定され、ライフラインである下水道の運営基盤の強化、料金体系の見直しを進めていくべきという方針が示されたところであります。このような動きを受けまして、本審議会の部会では、自治体間の比較など、市民目線に落とし込んだ検証、議論を経まして、本市が目指すべき方向性をお示しいただきたいと考えております。

限られた時間の中ではございますが、ぜひ、皆様それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

また、本日も報道機関の皆様にお越しいただいておりますけれども、前回の部会と同様に、本日の審議内容を広く市民の皆様にお伝えいただきますよう、引き続き、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（藤瀬経営企画課長） それでは、以降の進行については岡田部会長にお願いしたいと思います。

岡田部会長、よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

岡田部会長 皆様、こんばんは。

それでは、早速、議題等に移ります。

初めに、報告案件となりますが、(1)の接続負担金制度の廃止(下水道条例第17の3)についてです。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(前崎下水道計画課長) 私からは、接続負担金制度の廃止についてご説明いたします。

まずは、制度の概要です。

この制度は、1976年 昭和51年の4月1日から運用されています。

制度の目的は、大型ビルなど、大量の汚水を排出する者に対し、既設の下水道管や処理施設の増強に要する事業費の一部を負担していただき、増強に係る費用の適正な配分を図ることです。

また、負担者は、基準水量以上の排水設備を設置する者としており、例えば、30戸程度以上のマンションを建設する不動産開発事業者のほか、大型商業施設やホテル事業者などの大口事業者が該当します。

そして、負担対象金額ですが、ご負担をいただく金額として、下水道の建設事業費のうち、施設の増強に要した事業費の総額1,100億円から大口事業者が排出する水量の割合を基に算出した103億円としております。

次に、2の廃止の背景及び理由です。

ここからは、今、なぜ廃止するのか、大きく二つの項目に分けてご説明いたします。

一つ目は、下水道施設の能力増強見込みについてです。

グラフをご覧ください。

緑色の棒グラフが下水道施設の処理能力の推移を示しております。札幌市では1970年代以降、札幌オリンピックを開催したあたりから、急激な都市化に対応するために下水道の増強を行っており、2005年度 平成17年度に増強が完了しています。

次に、緑色の線をご覧ください。

こちらは普及率を示しております。

制度を導入した1976年では普及率は65%程度でしたが、時代が進むとともに上昇し、施設の増強が終わった2005年度には99.5%、また、現在では99.8%に達しており、下水道の普及、促進はおおむね完了しております。

このような状況の中、札幌市の人口は2021年から減少に転じていることに加え、将来的にも市内の人口は減少する見通しとなっておりますし、処理能力が十分にあること、人口の減少とともに汚水量も減少していく見通しであることから、今後、新たな下水道施

設の能力増強の予定はありません。

次に、接続負担金の対象額とその負担状況についてです。

グラフをご覧ください。

赤線は負担金対象額を示しております。処理能力の増強工事が行われるたびに増加し、2005年度に下水道施設の増強が完了したため、要した事業費が103億円に定まっています。一方、黒線は負担額の累計です。2024年度末時点で100.5億円となっており、負担金の対象額である103億円に近づいていることが分かるかと思えます。過去3か年平均の単年度負担額は2.2億円ですので、今後も同程度の額が継続して負担されますと2025年度末には累計額は102.7億円となり、対象額の103億円にかなり近接する見込みです。

これを受けたまとめです。

ご説明しました二つの項目について、下の青くなっている箇所にまとめを記していますので、ご覧ください。

(1)かつ(2)の状況となっておりと書いておりますが、(1)は、今後、増強の予定がなく、増強の費用の発生が見込まれないこと、(2)は、接続負担金の負担状況について、対象額103億円に対し、2025年度末には累計負担額が103億円に近接する状況であることとして、こうしたことから制度の目的を達する見込みであり、接続負担金制度に関しては、2026年の2月から3月にかけて行われる予定の第1回定例市議会に廃止の議案を上程する予定です。

最後に、参考として、この制度のことが書かれている札幌市下水道条例第17の3の原文を載せておりますので、ご覧ください。

接続負担金制度の廃止についての報告は以上となります。

岡田部会長 ただいま事務局からご説明がありました接続負担金制度については、制度の目的である下水道施設の増強が今後見込まれず、累計負担額にも今年度中におおむね達する見込みであるということから、令和8年第1回定例市議会での条例改正を予定しているとのことでした。

こちらについてご質問等はございませんか。

武村委員 増強の意味合いをもう少し理解したいと思います。

我々が今から話そうとしている古いものの置き換えは対象にならず、あくまでも新しい施設、新しい設備を増やしていくことがこの先はないからだとして理解してよろしいでしょうか。

事務局(西村事業推進部長) 増強が対象であり、古いものを新しくするものではないということですので合っています。

イメージですが、昭和50年代に人口が増えていったときに、処理場を増やしたり、そのために管を拡充したりといった施設の増強分に充ててきたものです。

武村委員 収入口を捨ててしまうのは何ともったいないと思うのですけれども、あくま

でも当初の目的を達したという判断で、制度そのものを変えることはできないので、終了という理解でよろしいでしょうか。

事務局（西村事業推進部長） そのとおりです。収入をなくすのは惜しいですが、制度上、増強分を取るということになっていきますので、いっぱいになった時点でやめるということです。

岡田部会長 ほかにございませんか。

私から1点です。

最初にご説明がありました大口の事業者についてです。

札幌市内にはどの程度の数の大口事業者がいらっしゃるのでしょうか。

事務局（西村事業推進部長） 大口の数字上の定義は、流す量が多いという点で、1,000平米ぐらいの面積に対して毎秒5リットルぐらい流すということです。昨年の実績でいうと20件ちょっとで、これまで求めてきたのは約2,600件です。

岡田部会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

岡田部会長 それでは、こちらはこのとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

岡田部会長 次の議題に移ります。

次の議題は、（2）の持続可能な下水道サービス提供のための受益者負担の在り方についての第3回目となります。

先月の第2回目の審議では、今後必要な事業や財政収支見通しについて事務局から説明があったほか、今後の使用料を検討する上での算定手法や算定期間の設定、健全経営に必要な指標について議論していただいたところです。

今回、第3回目の審議では、使用水量ごとで使用者の負担がどのように変動するのかなど、具体的な数値を示してシミュレーションを行うとのことですので、前回よりも複雑かつ専門的な話も出てくることかと思いますが、ご意見やご質問を忌憚なく出していただけますと幸いです。

また、事務局から示されたスケジュールでは、次回の部会では答申案の検討を行うこととなっており、今回が受益者負担の在り方の内容を審議する最後の場となっておりますので、皆さんには、それぞれのお立場から、そして、札幌市民としてのお立場からも積極的にご発言をいただければと思います。

それでは、事務局から、前回の振り返りも含め、ご説明をお願いいたします。

事務局（藤瀬経営企画課長） それでは、持続可能な下水道サービス提供のための受益者負担の在り方についてご説明させていただきます。

本日の第3回目は、基本水量制や逡増度、水量区分別の負担の在り方などについてご説明いたします。

第3回の話題に入る前に、前回ご説明した内容の振り返りとご意見をいただいた内容に

ついて情報提供させていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

第2回部会では、今後必要な事業と財政収支見通しをご説明し、算定手法の変更、算定期間の設定、健全経営に必要な指標について審議していただきました。その結果、算定手法は損益ベースに変更、算定期間は4年、必要な指標は収支の均衡と経費回収率100%以上とすることとなったところです。

次に、前回ご質問のありました収支見通しの試算条件についてお答えさせていただきます。

こちらは前回ご説明した収支見通しですが、この表の各項目において、試算に当たり想定した条件についてご説明いたします。

まず、下水道使用料ですが、家事用と業務用で分かれており、家事用は第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの将来推計人口に基づいて試算を行っております。また、業務用はコロナ禍前の10年間の傾向が今後も引き続き継続するものとして試算しております。

一般会計繰入金は、令和7年度予算ベースで公費負担分の雨水分を試算しております。

長期前受金戻入は、建設事業費の主な財源である国費を耐用年数に応じ、毎年度、収益として計上するもので、減価償却費と関連するため、減価償却費に対する長期前受金戻入の実績割合に基づいて試算しております。

企業債は、建設事業費から国費等を除いた額を起債するものとして試算、国庫交付金は、建設事業費のうち、交付要件を満たす額を試算、維持管理費は将来の労務単価や資材単価などの物価上昇率1%を考慮した上で必要な事業費を積み上げて試算、減価償却費は建設事業費から耐用年数に基づき試算しており、建設事業費は維持管理費と同様の考え方です。

企業債支払利息と企業債元金償還金は、公的資金と銀行債で分かれており、公的資金は、償還期間30年、元金均等方式で借入利率2.7%に基づいて試算しております。

銀行債は償還期間30年ですが、10年ごとに借換えを実施し、元金均等方式で借入利率2.117%に基づいて試算しています。

7ページをご覧ください。

維持管理費については、より詳細な試算条件をお示しします。

委託料、修繕費は、単価掛ける過去3年実績平均数量掛ける物価上昇率1%を基本として試算しておりますが、委託料のうち、今後計画的に増加させる必要がある業務については計画数量としております。

電気料金は、令和6年8月の電力単価掛ける電力使用量掛ける物価上昇率1%に基づいて試算しております。

職員費は、将来の職員数の増減を考慮して試算しておりますが、ベースアップは、試算当時の直近において給与改定がなかったため、見込んでおりません。

そのほかは物価上昇率1%を考慮しておりますが、その他のうち、負担金については水道局等から提示された見込額を計上しているため、物価上昇は見込んでおりません。

以上が収支見通しの主な条件となります。

それでは、第3回目のご説明に入ります。

本日の説明内容です。

まず、使用料体系の考え方、課題などをご説明した後、前回審議していただいた内容を踏まえ、使用料体系のシミュレーションを幾つかお示しいたしますので、どのような使用料体系がよいのか、ご審議をいただきたいと考えております。

最初に、使用料体系の考え方についてです。

11ページをご覧ください。

使用料体系とは、個々の使用者に対して使用料対象経費をどのようにご負担していただくかを体系化したものです。体系の設定に当たっては、受益に応じた負担とすること、使用者間の負担の公平が保たれるもの、使用者の理解や合意が得られるもの、実務上対応が可能なものとされております。

基本的な使用料体系の種類は図のとおりであり、札幌市は、着色した二部使用料制で基本水量がある基本使用料制と排出量が多い区分ほど単価が高くなる逡増型の従量使用料制を組み合わせた使用料体系を取っております。

札幌市の現行の使用料体系についてです。

現行は、10立米までは基本使用料に当たる600円のみで、11立米以上では、600円に加えて排出量に応じた従量使用料が加算されております。

次に、使用料体系の種類について少し詳しくご説明いたします。

まず、基本使用料ですが、排出量の有無にかかわらず定額の使用料で、主に、排出量の多寡にかかわらず、下水道建設費や施設維持管理費等の固定的に必要とされる経費に充てられます。また、基本水量とは排出量の多寡にかかわらず使用料が定額となる水量のことで、札幌市では10立米までの使用者は使用料が定額となっております。

次に、従量使用料についてです。

従量使用料は、排出量1立米当たりの単価を設定し、その排出量に従って計算されるもので、主に排出量の多寡に応じて変動する電気代などの動力費等の経費に充てられております。

最後に、逡増型についてです。

逡増型とは、排出量が多くなるにつれて1立米当たりの単価が高くなるもので、札幌市では右の表のとおりとなっております。

次に、使用料体系の課題についてご説明いたします。

まずは基本水量についてですが、札幌市では1959年の徴収開始当初から採用しております。

基本水量は、公衆衛生上の観点から一定水量内の使用料を低廉かつ定額とすることにより、下水道の使用を促す目的で導入を行ったものです。しかしながら、普及率がほぼ100%に達し、公衆衛生の向上が図られた現在におきましては当初の目的は達成されたもの

と考えております。

なお、基本水量以内の利用者は、1997年度の約3割から2023年度には5割となり、件数、割合ともに増加しています。一方で、10立米までは従量使用料を設定していないため、1立米でも10立米でも使用料が同額となっており、排出量にかかわらず定額となります。

基本水量の他都市の状況についてです。

1997年に基本水量なしの大都市は2都市でしたが、現在は9都市まで増加しております。また、道内10市においても1997年は全ての市で基本水量を設定しておりましたが、現在は5市が基本水量なしという状況です。このように、前回改定からの28年間で他都市では基本水量の廃止に向けた動きが見られております。

こちらは、基本水量に関する国の提言書の抜粋となります。

ご覧いただいているとおり、環境負荷低減に資する節水のインセンティブが働かないことや利用者間の負担の公平の観点からも課題が生じていることなどから、下水道使用料体系においても解消させていくことが望ましいとしております。

基本水量に関する今回の検討内容についてです。

普及率がほぼ100%に達し、公衆衛生の向上が図られた現在では、当初の目的は達成したものと考えられること、定額となる基本水量以内の利用者件数が増えていること、近年、多くの都市において廃止や見直しがなされていること、国も解消していくことが望ましいとしていることなどから、基本水量の廃止の検討が必要と考えております。

下にイメージ図があります。

基本水量を廃止した場合、1立米から10立米以内の利用者の方につきましては、基本使用料に加え、排出量に応じて重量使用料を負担していただくこととなります。

次に、逓増度についてご説明いたします。

逓増型は、大量利用者の単価が高い設定となるため、大量排水を抑制するといった効果が期待できます。札幌市では、水資源の節約と下水道施設の効率的な運営につなげることを目的とし、1976年に導入しております。

なお、逓増度とは最大単価を最小単価で除した数値であり、札幌市の場合は3.95となります。

上段のグラフは、他都市との逓増度の比較となります。

札幌市の逓増度3.95は大都市の中では平均的な数値ですが、道内近隣市の中では高くなっています。また、下段のグラフは比較的大量の排出である5,000立米排出時の使用料の比較ですが、大都市では、大阪より安くなり、最も低廉ですが、道内近隣市では20立米使用時より順位が上がり、平均額と同程度となります。

こちらは、1997年度を100%としたときの排出量と下水道使用料収入の推移です。節水技術の向上等により、排出量は4%減少しておりますが、使用料収入は排出量を上回る11%減少しております。

これは、右上の表のとおり、単価の高い大量使用者が属する業務用の排出量が29%と大きく減少していることによるものです。そのため、排出量の減少以上に使用料収入が大きく減少しております。

他都市の動きですが、1997年と比較し、逓増度を引き下げた大都市は13都市あり、道内10市においても5市が引下げを行っている状況です。1997年からの28年間を見ますと、多くの都市において逓増度の引下げに向けた動きが見られております。

こちらは、先ほどと同じ国の提言書の抜粋です。

点線囲みの下段に記載されているとおり、累進度（逓増度）の設定に当たっては、ボリュームゾーンに分布する使用者群において汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう留意すべきとされております。

左下のグラフは、各污水排出量における使用料単価と令和5年度決算の汚水処理原価の関係を表したものです。

令和5年度決算における汚水処理原価は103円であるため、100立米未満の使用者は原価より安く、100立米以上の使用者は原価よりも高い単価を支払っていることとなります。

国の考えに基づいて使用料体系を設定する場合、右の表のとおり、20立米以内の使用者が本市のボリュームゾーンとなるため、20立米以下の区分について単価を大きく引き上げるとともに、100立米以上の単価は引上げ幅を抑制する必要があります。

次に、逓増度に関する今回の検討内容です。

収入の多くを大量使用者に頼る状況は、社会経済状況や景気動向に左右されやすく、不安定な経営を招きます。また、今後も過去の傾向より大量使用者の排出量の減少が想定されることに加え、近年、多くの都市が逓増度を引き下げていること、国も使用者分布の実態を踏まえ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本とされるよう留意すべきとしていることなどから、本市においても使用料収入総額が減少してきた大きな要因である業務用収入の減少を踏まえ、逓増度の引下げの検討が必要と考えております。

ここで、逓増度の引下げについてご理解をいただくため、アニメーションを使用して説明したいと思います。

画面のグラフをご覧ください。

緑色の線は引下げ前の逓増度を表しています。

この逓増度を引き下げた上で改定を行いますと、逓増度はオレンジ色の線となります。逓増度の引下げを行うことによって傾きが緩やかとなります。

今回ご審議をいただく対象となっております下水道使用料の改定により、各排出量における単価が増加します。その結果、少量使用者の改定率が大きくなり、大量使用者の改定率が小さくなること分かります。

本市の使用料体系の課題をまとめた表です。

表の上段の基本水量については、その役割を果たしたと考えられることや排出量にかかわらず定額となる基本水量以内の利用者数、割合が増えていることから、廃止が必要であると考えております。

また、表の下段の逓増度については、使用料収入減少の大きな要因である業務用の減少を踏まえて逓増度を引き下げ、社会経済状況や景気動向に左右される大量使用者に頼らない使用料体系とすることが必要と考えております。

ここからは、これまでご説明した使用料体系の課題を踏まえた使用料体系のシミュレーション結果についてご説明します。

まずは、シミュレーションを行うための具体的な改定率についてです。

グラフは、前回の部会でお示した純損益と経費回収率の推移です。

前回お示したとおり、使用料算定期間の4年間で見た場合、健全経営のための指標である収支の均衡では10%程度、経費回収率100%以上では20%から30%の改定率となるため、両方の指標を達成するためには厳しい条件となる経費回収率100%を維持できるように改定率を設定する必要があります。

これは、污水处理経費と下水道使用料に関する表です。

4年間で経費回収率100%を達成するためには、不足額が最大となる2029年度において、污水处理経費226億円を使用料収入で賄う必要があります。そのためには約42億円の収入増が必要であり、これに要する平均改定率は22.7%となります。

なお、この改定率は令和5年度決算などを基に試算した現時点の想定改定率でありますため、今後、令和6年度決算値などを反映すると変動する可能性があります。

次に、シミュレーションの考え方についてです。

本市の使用料体系の課題を踏まえ、基本使用料は残した上で基本水量制は廃止することを目指すべき方向性と考えます。

イメージ図のとおり、1立米から10立米以内の利用者は基本使用料に加えて、排出量に応じて従量使用料を負担していただくこととなります。

逓増度は、現状の3.95より引き下げることを目指すべき方向性と考えます。

イメージ図のとおり、逓増度を引き下げることで大量使用者に過度に頼らない使用料体系を目指すということです。

次に、先ほど試算した平均改定率22.7%を排出量区分ごとにどのように振り分けるかについての条件設定です。

基本水量制については廃止した上で逓増度を現在の3.95から引き下げた4通りの試算の比較を行います。

逓増度を下げると、経営の持続性というメリットがある一方で、少量使用者の負担が大きくなることから、この両方のバランスに配慮する必要があります。

のパターンですが、現行の3.95から1.0引き下げ、2.95とした場合です。

のパターンは、逓増度を0.5引き下げ、3.45とした場合です。

のパターンは、0.25引き下げた3.70とした場合です。

は、と の中間となる3.58とした場合です。

この4パターンを示させていただきました。

なお、どの試算でも下水道使用料収入総額22.7%が生み出されることに変わりありません。

今ご覧いただいているのはシミュレーションの計算例で、現行の逓増度3.95を2.95まで1.0引き下げた場合の試算 を示しております。

の使用料単価表は、改定案の単価と現行との増加額を示しております。

基本使用料については、全てのケースで平均改定率と同じ22.7%とし、136円増額しています。

従量区分の単価のうち、1立米から10立米と5,001立米以上の単価は逓増度に基づき設定し、それ以外の単価は、排出量が多くなるほど、負担額の改定率が減少するように設定しています。

なお、ほかの三つの試算案についても同様の考え方で使用料単価を設定しています。

の各汚水排出量別の負担額イメージは、汚水排出量に対してどれだけ負担していただくかの事例を示したもので、負担額と増加額、改定率を示しています。

各区分の改定率は、一番高い10立米世帯で平均改定率よりかなり高い39.3%となり、逆に5,000立米では8.0%で、平均改定率の22.7%よりかなり低くなるのが分かります。

排出量のイメージとして参考を載せておりますが、東京都が実施した世帯人員ごとの排出量の調査では、1人世帯は8立米、2人世帯は15立米、3人世帯は20立米との結果となっております。

先ほど説明した計算をほかの三つのパターンの試算に当てはめ、負担額イメージの表をまとめたものです。

は、先ほどご説明した逓増度を現行から1引き下げた2.95の試算結果です。

は、現行から0.5引き下げた3.45の試算結果です。一番改定率が高い10立米区分が、平均改定率22.7%より10%高い32.7%の改定率になるのに対し、5,000立米では14.5%で、平均改定率から8.2%低くなります。

は、現行から0.37引き下げた3.58の試算結果です。10立米区分が平均改定率より6.6%高い29.3%の改定率になるのに対し、5,000立米では18.4%で、平均改定率から4.3%低くなります。

は、現行から0.25引き下げた3.70の試算の結果です。10立米区分が平均改定率より3.3%高い26.0%になるのに対し、5,000立米では21.3%で、平均改定率から1.4%低くなります。

先ほどご説明したとおり、現行の逓増度3.95に近いほど各区分の改定率は平均改定率に近い数字となりますが、一方で、大量使用者に依存する状況が継続することとなりま

すので、経営にとっては不安定な状況となります。

今ご覧いただいているのは、さきにご説明した4通りの試算案のイメージを分かりやすくするため、改定率をグラフ化したものです。

のように逓増度を引き下げますと、グラフの傾きが急となり、少量使用帯の改定率が大きく、大量使用帯の改定率が小さくなるのが分かるかと思います。逆に、逓増度を現状と同程度にした場合、グラフの傾きは緩やかになり、各区分の改定率は平均改定率と同程度となるのが分かるかと思います。

これは、現行及び4通りの試算の使用料単価と令和5年度決算の汚水処理原価103円を比較したグラフです。

逓増度の引下げにより、ポリウムゾーンである20立米以下の使用料単価は平均改定率の22.7%を上回っておりますが、依然として汚水処理原価よりも安く、大量使用者が汚水処理原価を上回る使用料単価であることが分かるかと思います。

使用料体系のシミュレーションのまとめです。

経営の持続性の観点からはできる限り逓増度を引き下げた試算が考えられますが、少量使用者への影響を考慮しますと、試算もしくは試算程度の設定も想定されるところです。

なお、先ほどもご説明いたしましたが、お示した4通りの試算は、水量区分ごとどの程度負担していただくのかを示したものですので、下水道使用料収入総額が変わるものではありません。

今ご覧いただいているのは、四つの試算を基に月20立米使用したときの他都市との比較です。

まず、大都市との比較です。

四つの試算全てで政令市平均2,042円を下回っており、とは現行と順位は変わらず下から2番目です。一方で、とのパターンでは1,600円の神戸市を上回り、順位は下から3番目となります。

次に、道内市との比較です。

どの案でも順位は変わらず一番安く、道内市平均3,353円を大きく下回っています。

次に、改定後の収支見通しについてです。

平均改定率22.7%の場合における2034年までの収支見通しの表です。

使用料の算定期間の4年間では純損失は発生しておらず、経費回収率も100%以上を維持することができます。一方で、2030年以降、再び純損失が発生するとともに、経費回収率も100%を下回り、引き続き厳しい見通しとなることがお分かりかかと思ひます。

現在、国では、道路陥没対策や施設の維持更新の在り方を検討する委員会が開催されており、資産の管理運営を基盤とする投資の最適化や資産維持費を適切に反映した使用料の設定、予防的インフラマネジメントへの重点的な財政支援などが必要との提言案が公表され、今年の夏頃には第3次提言がまとめられる予定となっております。

さらに、日本下水道協会では、現在、下水道使用料算定の基本的考え方の改定作業を進めており、令和8年度末までに発行される予定となっているところです。改定では、持続可能な事業運営のための使用料の設定やこれまで示されていなかった資産維持費の算定手法などについて新たに示される予定です。

さきのご説明のとおり、2030年以降は厳しい状況が続く見通しのため、国や協会の動き、社会経済情勢などを見極めながら引き続き検証を進め、下水道使用料の改定の必要性や時期を見極めてまいりたいと考えております。

最後に、安全・安心で持続可能な下水道サービスの提供に向けてです。

下水道は市民生活に不可欠なインフラであり、これまでも安全で安心な下水道サービスを提供するため、施設の更新に合わせた耐震性の向上や自然災害への対策等を進めてまいりました。一方で、全国で老朽化に伴う道路陥没などの事故が発生しており、札幌市においても老朽化施設の急増に伴い、事故発生リスクが高まることを見据え、AIなど、新たな技術も活用しながら施設の維持管理や改築を着実に進めていく必要があります。さらに、近年、増加する自然災害や脱炭素等の増大する役割、新たな役割などの対策も求められております。

次の世代、100年先を見据えた安全・安心な下水道サービスを提供していくためにも、経営の持続性を確保できる受益者負担の在り方の継続的な検証が必要だと考えております。

冒頭にお話しした本日も説明した内容は以下のとおりです。

基本水量制の廃止、逡増度の引下げの是非についてご審議をいただければと思います。

岡田部会長 ただいま事務局よりご説明がありましたが、本日は、使用料算定に当たって、基本水量制の廃止、逡増度の引下げの二つの課題をどうしていくかが議論の中心となってくるかと思えます。事務局からの説明にありましたシミュレーションなども踏まえ、皆様のご意見等を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

臼井委員 使用料体系のシミュレーション並びに収支見通し等のご説明をありがとうございます。

内容は分かるのですが、議論を進める前に、資料の6ページ、7ページについてです。細かい前提条件が出ていますが、疑問に思ったことが幾つかあるので、質問します。

まず、6ページの維持管理費並びに建設事業費です。それぞれ物価上昇率を1%と見ていますけれども、近年の高い建築資材の物価上昇率があり、また日銀が目標としている物価上昇率は年2%程と言っています。さらに加えて、7ページの職員費です。最近、政府が言っているのは、物価上昇率を上回る賃金上昇ですね。そのような背景を考えると、この前提条件はどこまで根拠のあるものなのか、あるいは、この数字はどこまで確実なのかたいへん疑問に感じます。いかがでしょうか。

事務局（西村事業推進部長） まず最初に、物価上昇率について説明させていただきます。

物価上昇率は、臼井委員のご指摘のとおり、単年度で見ると上がったたり下がったりして

いるのは最近の傾向です。ただ、長い期間で建設事業や維持管理を捉まえる上で採用したのは国土交通省で示す建設デフレーターというものでして、長期的な物価上昇率年1%を見ております。そのセオリーの下、こちらを採用しているのですが、ある年には高くなったり、ある年には低くなったりしますので、4年から5年で見直したいと考えております。

白井委員 あくまでもこの前提条件でこれから2034年までを考えるということですね。9年間ということですが、三、四年でこれを上回る物価上昇や賃金上昇が続いた場合は見直すということですか。

事務局（西村事業推進部長） 1%を使っているのは事実ですが、9年間そのままというより、4年がたって一度見直し、そこで設定する単価や委託料は最新のものを使う予定でして、ベースとして物価上昇率についてはそのようにして吸収したいと考えております。

岡田部会長 ほかにございませんか。

紺野委員 あまり触れられていない基本使用料についてです。

基本使用料は少なくとも現状維持というシミュレーションはできないものなのではないでしょうか。基本使用料においても平均改定率を掛けてシミュレーションされておりますけれども、ボリュームゾーンの人にはかなりの負担を強いるのに、市民目線で言うと、基本使用料は変わらないという言葉があると反発が少なくなるのではないかと思ったのですが、そういったことはできないのか、お尋ねしたいです。

事務局（柳沼経営管理部長） 今回お示しさせていただきましたのは、トータルで22.7%の改定率が金額上必要だということで、基本使用料に22.7%を掛けるとどうなるのか。それぞれの単価の逡増度、それをどう見るのかで数字は変わります。

これについてもいろいろとお示しさせていただいたつもりですので、逆にご意見をいただければと思っております。

ただ、普通の改定は、全ての単価で22.7%上げることが成立するのかもしれませんが、今回はいろいろと手を加えており、分かりづらくなっているところもあります。

ご意見も確かにおっしゃるとおりだと思いますので、私どもで検討を進める上で受け止めさせていただきたいと思います。

岡田部会長 ほかにございませんか。

武村委員 まず、基本料の件についてです。

もし私がとても経済的に困っているとしたとき、どういう感情を持つかを考えたのですね。一ミリも使っていないのにお金が発生するのが基本使用料で、それは解せないと思うかなと思うのです。使った分についてそれなりに負担するという考え方でいくのであれば、基本料ゼロというシミュレーションを見てみたいなと考えました。

また、基本料600円の妥当性です。ほかの市町村と比べて600円がどうなのか、基本使用料制を導入するのであれば、見てみたいなと思いました。

事務局（柳沼経営管理部長） 基本料については、接続していただいた段階で排水されることを前提に管や処理施設を維持することになりますので、固定費という意味合いで必

要なものではないかと考えております。

ちなみに、ほかの政令市は、東京都を含めて21都市ありますけれども、そこでは基本使用料が存在しております。具体的な資料をモニターにお示しております。

岡田部会長 ほかにございませんか。

白崎委員 23ページの逦増度に関わることです。

排出量比較や使用料収入について、業務用が減少しているということですが、それはどういった要因なのかは明確なのでしょうか。例えば、技術が発展、向上したことによって排出する水の量が減っているのか、節水意識があるからなのか、大量使用者のところかどうかという要因によってこのようなことが生じているのか、教えていただければと思います。

事務局（柳沼経営管理部長） 業務用については、過去から見てみますと、1件当たりの排出量が落ちている状況でして、画期的な技術の向上や節水の考えもあってのことだろうと思っております。具体的に一件一件に聞き取りをしたわけではないので、分かりませんが、そのように考えております。

白崎委員 そこが明確になると市民に説明する際によいかと思います。

岡田部会長 ほかにございませんか。

吉田委員 前回出ていないものですから、振り返りのところと前回の会議録を見てきたのですけれども、先ほどご意見があったとおり、物価上昇率についてはどこにも出ていなかったのかなと思います。振り返りのところで今回初めて出されたと思うのです。それならそれでいいのですが、率直に言って、1%というのは随分低く見積もっているのではないかと感じました。これは先ほど話があったとおりです。

そして、四つのシミュレーション結果が示されておりますが、28年ぶりの改定の中で様々な見直しが組み込まれていますよね。例えば、基本水量の廃止、逦増度の見直しなど、いろいろなことがあったのだなと思いました。また、改定率も結構高いのですね。シミュレーションでいきますと、試算 や試算 ですと、ボリュームゾーンが厚いのですね。これは単身世帯なのか、高齢の方や学生の方もいらっしゃるのでしょうかけれども、その負担が大きくなるのかなと思います。

率直に言って、このシミュレーション結果を見せてもらうまでは、基本的には改定率はどこも一緒なのかなというイメージを持っていたのです。取りやすいところから取るではないけれども、大口使用者が不安定だということはあるのでしょうか、4年後や5年後に軌道修正を図ることができるのではないかと思うのです。今回いろいろなことがあるわけで、市民が理解するにはなかなか難しいのかなと思いました。

もう一つ、市民がお金を払うのは上下水道ですよね。下水の仕組みはこのように見直しますということですが、上水も同じような仕組みだったと思うのです。若干違うのかもしれませんが、10立米の基本料という枠組みは一緒ですよね。そうすると、上水の使用料の出し方と変わってくることになると思うのです。

水道部会の委員ではないので、そちらでこちらの話がどう伝わっているかは分からない

ですが、その整合性です。市民には上下水道料金として請求が行くので、先々の議論になっていったとき、なかなか理解しづらいのかなという感想を持ちました。そこについてどういう議論があるのか、お聞かせ願えればと思いました。

疑問な点はまだあるのですが、一旦はそれについてお願いします。

事務局（柳沼経営管理部長） 本日も資料がたくさんになってしまい、申し訳ありません。なかなか分かりづらいものですから、少しでも理解していただけるよう、グラフなどを交えながらも説明させていただいたつもりです。

ただ、お話しいただいたとおり、市民の方が分かるかということ、非常に難しいと思います。ただ、国としてもそういう方向性を示し、他都市でもそういう方向に動いている現状です。確かに、大きな改定率になったとき、いきなりそこまでという話はあるかもしれませんが、それも含めて市民にご説明するのはなかなか難しいと思いますが、今後検討していく上では、答申を受けてとはなりますが、市民に理解していただけるものとなるよう、検討を進めていきたいと思っております。

岡田部会長 今後、答申案をまとめていく上で逓増度は非常に重要なものなので、私からも改めて確認させていただきます。

先ほどの事務局からの説明では、今は大量使用者が大きく減少しているという排出状況の変化があるので、今後の安定的な経営を考えると大量使用者に頼る体系を変えること、少量使用者の使用料は原価を大きく下回る低廉なものとなっており、逓増度を下げていく方向で考えていくことが必要だと理解しましたけれども、そのあたりについて改めて資料の36ページのグラフなどを交えてもう一度ご説明していただけますでしょうか。

事務局（柳沼経営管理部長） 逓増度についてです。

資料では3.95という数字を示しております。最低単価と最高単価の価格差3.95倍となるということです。この差をつけて、大口の使用者の方には原価の倍近くの下水道使用料を支払っていただいております。しかし、この大口使用者が減ってきておりまして、一気に赤字になるということです。

経営という言葉はあれですが、安定化を図るためには、逓増度を引き下げて価格差を縮めていく必要があると考えております。

ただ、急激に価格差を縮め、倍率を低くしてしまいますと、試算のように、小口使用者から高い単価で取り、大口の方の単価をあまり上げないということにならざるを得なくなります。ボリュームゾーンにある程度の改定をとということもありますけれども、そこが過度な負担にならないよう、バランスを取りたいということです。

岡田部会長 ほかにございませんか。

武村委員 36ページと37ページの逓増度を考える上で知りたいのですが、大口使用者の人も基本料金は600円なのですか。

事務局（柳沼経営管理部長） はい。

武村委員 私はそこが解せないのです。そこに食い込むことはできないのかといいます

か、逡増度を下げることが経営上必要だということはよく理解しました。一方で、具体的なお金のシミュレーションをする上で、一滴も使わない市民も600円、大量に、5,000立米使う人も600円というのが解せないといいますが、そこを変えられないのかと思うのです。

600円とした背景は何なのでしょう。ただ接続しているという1点だと考えていいのですか。

事務局（柳沼経営管理部長） 基本的には接続している、それに係る固定費ということです。大口の方には従量制の料金で多くいただくということがもともとの考え方としてあります。

武村委員 今日、料金のお知らせを持ってきたのですが、家事用口径13ミリと書いてあります。これは水道管か何かの太さではないかと思うのですけれども、下水道管の太さによって基本料が変わるという発想は日本では行われていないのでしょうか。つまり、どれだけ排出しても基本料は一緒というのがこの世界のスタンダードと考えていいのでしょうか。

事務局（柳沼経営管理部長） 全てを確認しているわけではありませんが、先ほど政令市の一覧で出しましたとおり、基本料は一律です。

岡田部会長 ほかにございませんか。

押木部会長代理 1か所分からないところがあったので、質問させてください。

34ページの各汚水排出量別の負担額イメージのところです。10、15、20とされているのですけれども、以前は1から10、11から20という刻みだったのをこのようにした理由についてはご説明があったでしょうか。刻みが変わったのはどうしてかを確認させていただきたいということです。

事務局（柳沼経営管理部長） 左側の表は単価表で、もともとご説明をさせていただいたものです。右側は、その単価表に基づいてどれくらいの負担が生じるか算定させていただいたものです。

押木部会長代理 では、1から10、11から20については変更がないということですね。

事務局（柳沼経営管理部長） そうということです。どれくらいの負担になるかを実際に計算したらこうなったということです。

押木部会長代理 以前の部会で議論があったかもしれませんが、節水の意識を高める上でここも意識したほうがいいのではないかということがあったと思い、質問させていただきました。

岡田部会長 ほかにございませんか。

馬場委員 1点質問です。

シミュレーションでは使用料が払われることが前提になっているのですけれども、現状、使用料が払われないケースがあるのか、仮にあるとすれば年間でどのくらい払われていな

いのか、教えてください。

事務局（柳沼経営管理部長） 今、調べますので、少々お待ちください。

岡田部会長 その間にほかにございませんか。

武村委員 37ページを見えています。使用料体系のシミュレーションですけれども、先ほど料金改定に伴って負担をいただく方に理解していただく必要があるとありました。そのとき、汚水処理原価に届くように料金体系をつくるということがシンプルで、だって、これだけかかっているとするのがよいと思うのです。そうしない理由というのは何なのですか。

やっぱり改定しても処理原価には届かないですよ。どうしてそうしているのかです。市民といいですか、負担していただく方への配慮があると理解してよろしいのでしょうか。

事務局（柳沼経営管理部長） 原価は確かに分かりやすいです。37ページの原価103円にぴったり合うようにすれば、確かに経費が収入として入ってまいります。

ただ、10立米、15立米のところをご覧ください。

例えば、10立米であれば1立米当たり60円になります。これを103円まで一気に上げるとなりますと負担は大きくなります。ですから、先ほどの逦増度の見直しのところでグラフをお示ししましたが、少しずつ倍率を変えていくことが市民負担からすると現実的ではないかということです。

岡田部会長 逦増度を変えても、なおかつ、少量使用者の負担の割合は低いままなのです。以前と比べると率は上がるかもしれないというのがお答えになるのかなと思います。

それでは、先ほど調べていただくとした数字についてお願いいたします。

事務局（柳沼経営管理部長） 令和5年度に209億円の調定をさせていただきまして、収納率は99.5%です。

岡田部会長 ほかにございませんか。

白井委員 これまでの議論からちょっと外れるのですが、45ページの安全・安心で持続可能な下水道サービスの実現に向けてということについてです。

道路陥没のためには管路の改築や処理施設の耐震化などが必要などと書かれていまして、これは最初の報告事項にあった接続負担金制度に関わることですけれども、こういった管路の改築や耐震化は増強に入らないのですか。増については該当しなくても、これは強には当てはまるので「増強になる」という解釈はできないのですか。

事務局（西村事業推進部長） 先ほどの繰り返しにもなりますが、接続負担金の対象についてはあくまでも施設を増やすものでした。今、白井委員からありましたのはそれを更新する場合も増強になるのではないかということかと思えます。ただ、これから人口は増えません。また、下水道施設についても、改築基本方針でも確認しておりますが、今後、施設はダウンサイジングを考えなければならないということで、そういった面からも増強には当たらないという認識で接続負担金の対象にはならないと解釈しております。

岡田部会長 補強と増強ですよ。私も最初に伺ったとき、修理やメンテナンス、安全

対策に該当しないのかと思ったのです。でも、言葉の問題もあるのかなと思いました。

ほかにございませんか。

吉田委員 このままとんとんといってしまいそうな感じですが、逡増度については少し低めにするという事は理解します。しかし、実際の改定率が層によって格差が広がることはできないほうがいいのかというのが率直な感想です。

それから、先ほども言ったように、上下水道となりますので、上水の料金より下水の料金のほうが圧倒的に低いと思うのです。そこで、今来ている請求の内訳について、今回、下水のほうを見直すとこうなるといいますか、子ども2人で4人家族だったら、今まではこれぐらいだったけれども、この見直しによってこうなるというもうちょっと分かりやすいものが市民に説明するときには多分必要になるかなと思います。

全国のどこも分かりづらいと思うのですけれども、本当に分かりづらいです。ただ、今の世の中ですので、公共料金の電気代やガス代はネットで見られますよね。でも、水道や下水道になりますと、冬期間の問題もあるのか、実際には分かりづらいのです。市民サービス、あるいは、自分が過去にどれくらい月に使ってきたのかなど、小まめに取っている人はいるかもしれませんが、ネットで調べられる状況ですので、上下水道についてもそうしたものが分かれば、自分がどれくらい使っているのかを確認できると思うのです。

そういったことの検討はなかなか難しいかと思うのですが、市民サービスという観点から研究、検討していただいてもいいのかなと思いました。

岡田部会長 皆さんからたくさんのご質問をいただき、出尽くしたかと思えます。

冒頭でもお話ししましたとおり、今回の受益者負担の在り方の審議内容は、使用料算定における具体的な考え方や計算方法など、非常に複雑で難しい判断を要する内容だったかと思えます。

今回、事務局からは、受益者負担を検討していくに当たり、基本水量制の廃止、逡増度の引下げについて説明等がなされました。本日の議論では皆様から特にこれに関して反対のご意見等はなかったかと思えます。

本日の審議内容をまとめますと、今後、下水道部会として答申案を作成していく上で、基本水量制は廃止、逡増度については、経営の安定化という点で、今の3.95よりも引き下げていく必要はあるものの、引下げ幅を大きくした場合は少量使用者の改定率が大きくなってしまうため、引下げについては、経営の安定化と少量使用者の改定率、大きくはこの二つのバランスを考慮した引下げをしていくという方向でまとめていくことがよろしいかと思えますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

岡田部会長 それでは、基本水量制は廃止、逡増度は経営の安定化と少量使用者の改定率とのバランスを考えた上での引下げという方向で答申案をまとめていくこととしたいと思います。

それでは、本日の議論はここまでとし、続きまして、今後の答申案のまとめ方について

皆さんのご意見を交換させていただきたいと思います。

本日の資料の1ページの審議会スケジュールを画面に出していただけますでしょうか。

まず、今後のスケジュールですが、3月に開催された札幌市営企業調査審議会を皮切りに、下水道部会としては、今日を含め、3回にわたって皆さんと様々な議論、検討を行ってまいりました。今後、これまでに出了意見等をまとめ、下水道部会として答申案を作成し、8月に開催が予定されている第2回市営企業調査審議会でその答申案を基に答申を作成することになります。

そのため、来月の部会では、これまで部会で出了意見等をまとめ、答申案に係る審議をしていくこととなるのですけれども、その場で一から答申案を作成するというのは効率的ではなく、非常にお時間もかかるものだと思います。

そこで、私から一つご提案です。

事務局のスケジュールでは、第4回の起草委員会と記載されている部分にもなりますけれども、これまで当部会で議論した内容などについて私と部会長代理である押木委員の2人で取りまとめを行い、答申案の素案を作成した上で、次回の7月の部会の中で皆さんと答申内容について検討していくという方法が作業時間的にもよいのではないかと考えました。

皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

岡田部会長 押木先生もよろしいでしょうか。

押木部会長代理 はい。承知しました。

岡田部会長 それでは、答申案については、私と押木委員で素案を作成し、次回の部会で審議したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題等については以上となります。

それでは、事務局にお返しいたします。

武村委員 一ついいですか。

今日の議題については部会長がおっしゃったとおりで納得しますが、やっぱり、答申ということ言うならば、一つ検討していただきたいのは、先ほど言っていた接続の負担金制度が廃止になる、それは目的を達成したからということはいいいのですけれども、新たなこれに代わる制度をつくるということをどこかで考えてほしいです。料金改定とは別に考えてほしいと思います。

それは、受益者負担があまりにも大きくならないようにいろいろと考えてくださっている中、できるだけ収入の種類は減らしたくないわけで、それに代わる制度が必要ではないかと私は思うからです。

特に、新幹線が来て、札幌市の中でいろいろな建築がこれから起こると予想されますし、そういった新しい建物や施設について、先ほど言われた更新するところに寄与するような

収入源を出してくれるような仕組みをどこかでつくってほしいと思います。

事務局（西村事業推進部長） 新しい制度の検討ということで、ご意見をありがとうございます。いつまでというお約束はできませんが、今、国でも上下水道の事業の在り方や八潮市の事故を踏まえた下水道の維持管理を含めたことをどうしていくのかという議論が行われております。そういった考え方や新たな制度も含め、今後の経営に役立てていきたいと思っておりますし、新幹線のことやそれを含めた新たな工事で収入になる制度がつかれないかはこれからも研究したいと思っております。

岡田部会長 我々が作成する答申案については、これまでこの部会で議論させていただいたことを踏まえてつくりたいと思っておりますし、次回、皆さんにもご意見を賜りたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

事務局（藤瀬経営企画課長） 岡田部会長、ありがとうございました。

ただいま岡田部会長からご提案がありました。答申案については岡田部会長と押木部会長代理の2名で素案を作成していただけたことですので、当初に予定しておりました起草委員会は開催せず、7月初め頃をめぐり岡田部会長と押木部会長代理に答申案の素案を作成していただき、次回の7月の下水道部会ではその答申案を皆様で検討していただくという流れにしたいと思っております。

臼井委員 今のことでよろしいですか。

それは全くそのとおりでよいのですが、先ほど吉田委員からのご指摘があったように、札幌市民は実際には上下水道料金としてまとめて払っています。答申案をつくる時、参考程度でいいので、市民が上下水道料金として支払う全体の金額をどこかに付けていただけませんか。上水道部会ではどんな議論がされているのかわかりませんし、今日の議論でも今一つ分かりにくかった点です。実際に払うお金では、もう一つ、上水道料金があって、こちらの料金には何らかの料金的な動きがあるのか、市民として非常に解りづらいという感想を持ちました。次の部会のときに上下水道料金として示していただければと思います。

事務局（柳沼経営管理部長） 資料については、調整し、お出しできるようにしたいと思います。

事務局（藤瀬経営企画課長） それでは、次回の下水道部会についてです。

7月17日木曜日の13時30分から、本日と同じく、この会場で開催させていただきたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和7年度札幌市営企業調査審議会第2回下水道部会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、遅い時間までご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以 上